

(別紙)

## インドネシア向け輸出水産食品の取扱要領

### 1. 趣旨

本要領は、我が国からインドネシアに輸出される水産食品の証明書の発行について、証明書発行機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続等を定めるものである。

### 2. 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インドネシア向け輸出水産食品：我が国からインドネシアに輸出される食用の水産動物（生きている水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品
- (2) 登録施設：インドネシア向け輸出水産食品を最終加工※（未加工品にあつては最終保管。以下同じ。）する施設であつて、本要領に基づき登録された施設  
（※ 切り身、むき身等とするための処理は加工に含まれるものとし、保管又は輸送のために行う頭尾等の切り落とし、内臓の除去等の簡単な処理、凍結処理等は加工に含まれない。）
- (3) 監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課
- (4) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (5) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (6) 証明書：インドネシア向け輸出水産食品のための動物・食品衛生証明書
- (7) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者：施設登録者のインドネシア向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (9) 証明書発行機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関のうち、別添 1 の手続に従い厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官により認定された証明書発行機関

### 3. 輸出手続の概要

#### (1) 施設の登録手続

インドネシア向け輸出水産食品を最終加工する者は、4. (1) のア. からエ. までのいずれかに適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関宛てに登録確認申請を行う。証明書発行機関は当該申請が登録施設の要件に適合することを確認（必要に応じて監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課（以下「所管課」という。）が当該確認を行う。）した上で、登録申請書を加工流通課に送付し、所管課が登録を行う。

#### (2) 証明書の発行手続

輸出者は、登録施設のインドネシア向け輸出水産食品について、5. (2) の証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関宛てに証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は当該申請が証明書発行要件に適合する場合には、輸出者に対して証明書を発行する。

#### 4. 施設の登録

##### (1) 登録施設の要件

登録施設の要件は次のいずれかに該当する施設とする。

ア. 食品衛生法第 52 条に基づく営業許可を有する施設

イ. 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設

ウ. 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均 90 点以上）

エ. 「対 EU 輸出水産食品の取扱いについて（平成 21 年 6 月 4 日付け食安発第 0603001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21 消安第 2148 号農林水産省消費・安全局長通知、21 水漁第 175 号水産庁長官通知）」又は「「水産庁による対 EU 輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」の制定について」（平成 26 年 9 月 11 日付け 26 水漁第 817 号水産庁長官通知）に基づく認定施設又は登録施設等

##### (2) 登録施設の登録確認手続及び登録手続

登録施設の申請は、インドネシア向け輸出水産食品を最終加工する者が、別紙様式 1 により証明書発行機関宛てに登録確認申請を行う。

登録確認申請を受理した証明書発行機関は（1）の登録施設の要件に適合するかどうかの審査を行う。その際、（1）ア. 及び（1）イ. については営業許可証又は届出書の写し等、（1）ウ. については食品衛生監視票等、（1）エ. については厚生労働省又は農林水産省のホームページにより確認し、要件に適合する施設については証明書発行機関が登録確認番号を付して、加工流通課に別紙様式 2 により登録申請を行う。

なお、「登録確認番号」は、施設ごとに ID に続けて、上 2 桁は証明書発行機関認定番号、2 桁目以降に当該施設の番号を 0001 から付すこと（例：ID〇〇0001）。また、当該施設が保管施設の場合には CS（Cold Storage facilities を意味する。）を末尾に付し（例：ID 〇〇0001CS）、加工施設の場合には末尾にアルファベットは付さない。

##### (3) 施設の登録及び公表の手続

加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式 2 の登録申請書に基づき、当該施設に登録番号を付与し、監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に当該施設を登録する旨を連絡する。連絡を受けた監視安全課は都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は施設登録申請者にそれぞれその旨を連絡する。

なお、加工流通課が農林水産省のホームページ上で公表することにより、当該施設が登録されたものとする。

##### (4) 登録施設の登録事項の変更及び登録施設の登録の廃止の申請・公表の手続

施設登録者は、登録事項の変更がある場合に、証明書発行機関に対して別紙様式 3 により登録変更確認の申請を行い、その申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式 2 により登録変更申請書を送付し、所管課は記載内容を確認の上、登録事項の変更を行う。

施設登録者は、登録施設の登録を廃止する場合は、別紙様式 4 により証明書発行機関に対して登録施設の廃止確認の申請を行い、その申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式 2 により登録廃止申請書を送付し、所管課は記載内容を確認の上、登録施設の

登録を廃止する。

登録施設の変更及び廃止の連絡及び公表は、（３）の規定を準用する。

（５）登録施設の監視

都道府県等衛生部局は、管内の施設が登録施設であって、監視指導の際に営業の許可の取消しを要する等の問題が認められた場合にあっては、監視安全課宛て連絡すること。

（６）登録の取消し等

所管課は、以下のいずれかに該当した場合は、登録施設の取消しを行うことができる。

ア．登録施設が（１）の要件に合致しなくなったことが判明したとき。

イ．登録施設が不正な手続により登録を受けたものであることが判明したとき。

ウ．施設登録者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。

エ．その他相当の理由があると認めるとき。

登録の取消しの連絡及び公表は、（３）の規定を準用する。

５．証明書の発行

（１）証明書の発行申請

輸出者は、インドネシア向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式５の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛てに申請を行う（ウ．を申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添２によるものとする。

ア．インボイスの写し

イ．パッキング・リストの写し

ウ．船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

エ．インドネシア向け輸出水産食品が食品衛生法等日本国内の法令を遵守して加工等がなされていることを確認できる、検査等の実施日から１年以内（３年以上の輸出実績があり、申請のあった日から過去３年間の輸出において問題が認められなかった場合には３年以内）の記録（登録施設の食品衛生監視票、自主検査の結果等）の写し（なお、同一の登録施設で最終加工された製品を当該書類の有効期間内に輸出する場合は、当該書類の添付を省略することができる。）

なお、予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合には、輸出者は、別紙様式７により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に対して返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行することができない。

（２）証明書の発行要件

証明書の発行は、インドネシア向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。ただし、別紙様式６のⅡ「Public Health Attestation」の７．又は８．について疑義が生じた場合は、畜水産安全管理課に確認を行うものとする。

ア．登録施設において最終加工されたものであること。

イ. 別添3に規定する検査手順に従って実施した官能検査の結果、同3の3. に掲げる官能検査基準を満たしているものであること。ただし、登録施設が、次の①又は②のいずれかに該当する場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

① 「対EU輸出水産食品の取扱いについて」又は「「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」の制定について」に基づく認定施設又は登録施設等及び輸出品目であること。

② 別添4に示す運用に基づく手続を実施していること。

ウ. 養殖由来の場合、別添3の4. に掲げる養殖場基準を満たしていること。

### (3) 証明書の発行手続

(2) に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は以下の点に留意しつつ、別紙様式6の証明書に必要事項を記入の上、検査責任者が署名し、印章を押印した後に、証明書原本を輸出者に速やかに交付するとともに、その写し及び別紙様式5を3年間保存する。

ア. 英語で記載すること。

イ. 「Number of certificate」及び「Health Certificate Number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

ウ. 「Official Inspector, Name (in capital letter)」は担当者の氏名を記載、「Date」は証明書発行日を記載、「Qualification and Title」は担当者の肩書を記載、「Seal (stamp)」は証明書発行機関の印章を押印、「Signature」は担当者の署名を記載すること。

### (4) 違反した輸出水産食品等に対する対応

インドネシアの動物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をインドネシア政府から受けるなど、インドネシア向け輸出水産食品に問題が発生した場合、所管課は、地方自治体の協力を得て輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置を採るものとする。

なお、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと所管課が判断した場合にあっては、所管課の指示により、検査の強化等を解除することができる。

### (5) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のア. からウ. までのいずれかの場合に該当するときは、所管課との協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア. 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ. 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

ウ. その他相当の理由があると認められる場合

## 6. その他

### (1) 施設登録者及び輸出者自らの衛生管理について

施設登録者及び輸出者は、インドネシアの動物衛生上及び食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、インドネシア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、インドネシア向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めるものとする。

(2) 登録施設に対する調査

監視安全課は、畜水産安全管理課及び加工流通課と協力して、登録施設の衛生管理状況等について、必要に応じ調査を実施することができる。

(3) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関及び所管課は5. (1) による申請の審査に当たり、必要に応じ、輸出者に対して5. (1) に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、インドネシア向け輸出水産食品が5. (2) の要件を満たすかどうか調査を行うものとする。

(4) インドネシア政府との協議

5. (4) に定めるもののほか、インドネシア政府からの違反連絡等があった場合には、所管課がインドネシア側と協議の上、適切な措置をとるものとする。